

第50回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
[受付開始 午前9時]
開催場所 東京都品川区東品川四丁目10番1号
コナミスポーツクラブ本店

＜ご来場を検討されている株主様へのお願い＞
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権行使をいただきますよう、ご理解とご協力のほど何卒お願い申し上げます。

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

コナミホールディングス株式会社

証券コード：9766

目次

第50回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	9
(提供書面)	
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37

証券コード：9766

2022年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目11番1号
コナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 東尾公彦

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年6月27日（月）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、株主様からは事前に質問を受け付けたうえで、株主の皆様のご関心が高い事項については本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。事前質問の具体的な手続きにつきましては、同封の「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当社株主総会における対応について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目10番1号
コナミスポーツクラブ本店
(本冊子裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

<株主様へのお願い>

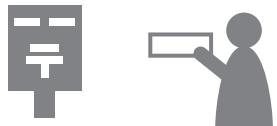
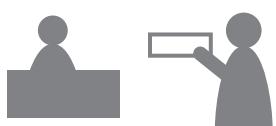
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konami.com/ir/ja/stockbond/stockholderinfo/meeting.html>) より、発信する情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使いただきたくお願い申し上げます。

- ・「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・機関投資家の皆様は、当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

当社ウェブサイト
<https://www.konami.com/ir/ja/stockbond/stockholderinfo/meeting.html>

【議決権行使についてのご案内】

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

書 面 (郵 送)	インターネット	株主総会ご出席
		
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 ※ 1	次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。	同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。※ 2
行使期限	行使期限	株主総会開催日時
2022年6月27日(月) 午後5時到着分まで	2022年6月27日(月) 午後5時入力完了分まで	2022年6月28日(火) 午前10時

- ※ 1 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 2 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主の方以外はご入場いただけませんので、ご注意ください。

重複して行使された議決権行使の取り扱いについて

- ・書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031 (平日 9:00~17:00)

インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は1973年3月に設立し、当期で設立50周年を迎えます。(創業は1969年3月)
会社設立以降、日本のエンタテインメント業界の先駆者として事業を拡大し、現在はデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、ゲーミング&システム事業、スポーツ事業の4つの事業を展開しております。
今後もグループ企業が一体となり新たな挑戦を進め、持続可能な企業として更なる成長を目指すため、設立50周年を迎えるにあたり商号を変更いたしたく、現行定款第1条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。
当社といたしましては、居住地にかかわらず多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスク低減にも資するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>コナミホールディングス株式会社</u>と称し、 英文では<u>KONAMI HOLDINGS CORPO RATION</u>と表示する。</p> <p>第2条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。 <u>なお、開催地については東京都区内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書 類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載また は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法で開示すること により、株主に対して提供したものとみなすことができ る。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>コナミグループ株式会社</u>と称し、英文では <u>KONAMI GROUP CORPORATION</u>と 表示する。</p> <p>第2条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会と することができる。</u></p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(附則)
(新設)	<p><u>第1条 現行定款第1条(商号)の変更は、2022年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、現行定款第1条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 現行定款第13条(招集)第2項の新設は、2022年6月28日または「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、現行定款第13条第2項の新設の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	上 月 景 正 (1940年11月12日生)	1969年3月 コナミ創業 1973年3月 コナミ工業株式会社設立 1987年6月 当社代表取締役会長 現任 <重要な兼職の状況> 一般財団法人上月財団理事長	169,411株
2	東 尾 公 彦 (1959年9月24日生)	1997年9月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2018年1月 当社取締役兼執行役員副社長（管理責任者） 2019年6月 当社代表取締役副社長 2020年4月 当社代表取締役社長 現任 2020年4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役会長 現任 2020年4月 Konami Corporation of America取締役会長 現任 2020年7月 Konami Gaming, Inc.取締役会長 現任 <重要な兼職の状況> 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	29,858株
3	早 川 英 樹 (1970年6月17日生)	1996年9月 当社入社 2015年4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役社長 現任 2017年6月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 現任 <重要な兼職の状況> 株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役社長 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長 一般社団法人日本eスポーツ連合理事	1,421株
4	沖 田 勝 典 (1968年2月1日生)	1990年4月 当社入社 2016年8月 株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長 現任 2017年6月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 現任 <重要な兼職の状況> 株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長 一般社団法人日本アミューズメント産業協会理事 日本電動式遊技機工業協同組合監事	15,335株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	松浦芳弘 (1983年3月22日生)	2005年4月 当社入社 2009年6月 当社那須事業所総支配人 2013年1月 当社社長室長 2017年6月 当社取締役 現任 2019年8月 当社秘書室長 現任	2,184株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社の株式の数には、コナミ役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
3. 当社グループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負う損害賠償金または当該責任の追及を受けることによって生ずる争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは免責事由とすることにより、役員等の職務の執行に適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は、当社グループの役員及び執行役員等の主要な業務執行者です。当該保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

【ご参考】第2号議案承認可決後の取締役会の体制

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社取締役会の体制は以下のとおりとなります。
個々の取締役のスキルについて過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

<当社取締役のスキル・マトリックス>

役職	氏名	経営	財務会計	法務・ リスクマネ ジメント	グローバル	サステナビ リティ	広報・ IR・ マーケティ ング	開発・ 技術	IT・ システム	人事・ 労務・ 人材開発	スポーツ・ 教育
代表取締役会長	上月景正	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
代表取締役社長	東尾公彦	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役	早川英樹	●		●	●		●	●	●		
取締役	沖田勝典	●		●	●			●	●		
取締役	松浦芳弘			●		●					●
社外取締役 監査等委員	弦間 明	●	●		●	●	●				
社外取締役 監査等委員	山口 香				●	●				●	●
社外取締役 監査等委員	久保公人	●		●		●				●	●

以上

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、ウクライナ情勢の緊迫化や新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大などにより先行き不透明な状況が続いております。一方で、ワクチン接種が進み社会経済活動が段階的に再開するなど持ち直しの動きも見え始めています。

このような状況のもと、当連結会計年度における経営成績は、急速に変化する市場環境の中、デジタルエンタテインメント事業が年間を通して堅調に推移したことに加え、アミューズメント事業、ゲーミング&システム事業及びスポーツ事業ともに復調し、全ての事業が増収増益となりました。これにより当社グループの売上高は増収、事業利益、営業利益、税引前利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益、いずれの利益区分においても最高益を更新いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,995億2千2百万円（前連結会計年度比9.9%増）、事業利益は803億1千5百万円（前連結会計年度比25.2%増）、営業利益は744億3千5百万円（前連結会計年度比103.6%増）、税引前利益は751億6千3百万円（前連結会計年度比111.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は548億6百万円（前連結会計年度比69.9%増）となりました。

事業部門別の状況

(デジタルエンタテインメント事業)

エンタテインメント市場におきましては、モバイル端末や家庭用ゲーム機器などの各種デバイスの高性能化、次世代通信システムのサービス開始により、ゲームコンテンツの今後の展開が期待されております。また、時代の変化に伴い、個人消費において「豊かな経験や体験による日々の充実」への志向が高まっております。さらに、ゲームを競技として捉えるeスポーツが認知され、ファン層を拡大するなど、コンテンツの新しい楽しみ方が広がっております。

このような状況のもと、当事業の新しい取り組みとしては、「遊戯王トレーディングカードゲーム」をいつでもどこでも楽しめるデジタルコンテンツにした「遊戯王 マスターデュエル」をグローバル向けに配信開始いたしました。累計2,000万ダウンロードを突破し、幅広い方々にお楽しみいただいております（4月時点では3,000万ダウンロード突破）。また、お客様から愛され続けてきたコンテンツをアートとして残していく取り組みとして、非代替性トークン（Non-Fungible Token）の販売を開始いたしました。

継続した取り組みとしては、「eFootball ウイニングイレブン 2021」（海外名「eFootball PES

2021」)や、グローバル配信から5周年を迎えた「遊戯王 デュエルリンクス」、イチロー氏とのコラボ施策を発表した「プロ野球スピリッツA (エース)」といった各モバイルタイトルが国内外で引き続きお客様にご好評いただいております。カードゲームでは、「遊戯王トレーディングカードゲーム」のグローバル展開を継続し、コロナ禍でも国内外で厚いご支持をいただきました。また、大型デュエルトーナメント大会の開催や、原作25周年の記念パックの発売などによりコンテンツの活性化に努めてまいりました。あわせて、「遊戯王ラッシュデュエル」では、遊戯王コンテンツの入り口として、若年層のお客様を中心に継続的な認知拡大を図ってまいりました。家庭用ゲームでは、累計販売本数350万本を突破した「桃太郎電鉄 ～昭和 平成 令和も定番!～」が定番タイトルとして、多くのお客様に楽しんでいただいております。

eスポーツでは、「東京eスポーツフェスタ2022」にて「eBASEBALLプロ野球スピリッツ2021 グランドスラム」競技大会の決勝大会を行い、熱い戦いをお届けいたしました。また、プロ野球eスポーツリーグ「eBASEBALLプロスピA (エース) リーグ」2021シーズンにて、初代日本一の座をかけた「e日本シリーズ」を開催いたしました。さらに、「プロ野球スピリッツA (エース)」では、最強プレーヤーを決める「プロスピA (エース) チャンピオンシップ」2021シーズンが過去最多の参加者を集め、決勝大会は多くの注目を集めました。加えて、プロ野球開幕を盛り上げるため、最新作「eBASEBALLパワフルプロ野球2022」を使用した「プロ野球“バーチャル”開幕戦 2022」を実施しております。これらの大会や各種イベントを通して、今後もさらなるeスポーツの発展と魅力の向上に向けて取り組んでまいります。

以上の結果、当事業の連結売上高は2,150億1千万円（前連結会計年度比5.3%増）となり、事業利益は764億2千4百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

（アミューズメント事業）

アミューズメント市場におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、機器販売及びe-amusement participation（レベニューシェア）への影響が続いております。

このような状況のもと、当事業のアミューズメント施設向けビデオゲームでは、BEMANIシリーズの最新ダンスゲーム「DANCE aROUND(ダンスア라운드)」、最新クイズゲーム「QuizKnock STADIUM (クイズノック スタジアム)」が稼働を開始いたしました。メダルゲームでは、大型メダルプッシュゲーム「GRANDCROSS」シリーズの最新作として、アミューズメント施設でしか体験できない臨場感を味わうことができる「GRANDCROSS GOLD(グランドクロス ゴールド)」、「カラコロッタ」シリーズの最新作として、冒険の舞台を常夏の海から氷の島に移し、新しい遊びの要素も追加した「カラコロッタ フロズンアイランド」が稼働を開始いたしました。また、アーケードゲームをPCやスマートフォンでいつでも楽しむことができる「コナステ (KONAMI AMUSEMENT GAME STATION)」が引き続き堅調に推移しております。新型コロナウイルス感染症の拡大により2021年7月から延期していた、アーケードゲームプレーヤーの頂点を決めるKONAMIの公式eスポーツ大会「The 10th KONAMI Arcade Championship」を万全の感染対策のもと開催いたしました。13タイト

ルにわたる熱戦の様子はライブ配信され、大きな盛り上がりを見せました。さらに、「ばちんこ戦国コレクション」の新スペック機種「ばちんこ戦国コレクションBLACK」、「ハイスクールD×D2 ハーレム王に俺はなる」が稼働を開始いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は195億1千万円（前連結会計年度比10.6%増）となり、事業利益は34億9千2百万円（前連結会計年度比44.7%増）となりました。

（ゲーミング&システム事業）

ゲーミング市場におきましては、北米市場や豪州市場でカジノ施設への入場制限の緩和が進み、コロナ禍以前の活気を取り戻してきております。他の市場においても、一定の制限は残るものの、市場は徐々に回復しつつあります。

このような状況のもと、当事業のスロットマシンでは、主力商品のアップライト筐体「DIMENSION 27™（ディメンション トゥウェンティーセブン）」及び「DIMENSION 49™（ディメンション フォーティーナイン）」の各種筐体を販売いたしました。また、パーティシペーション（レベニューシェア）専用筐体として市場に展開している「DIMENSION 49J™（ディメンション フォーティーナイン ジェー）」が、第20回ゲーミング&テクノロジーアワードで大変栄誉あるベストスロットマシンに選出されました。ゲーミングコンテンツでは、北米市場において、主力筐体向けの新コンテンツ「Fortune Mint（フォーチュン ミント）」が高稼働を維持し、スロットマシンの販売増加に繋がりました。さらに、パーティシペーション向けの新タイトル「Lucky Envelope（ラッキー エンベロップ）」シリーズが好評を博し、「All Aboard（オール アボード）」シリーズも引き続き好調に推移しております。この他、過去の競馬の結果を基にしたヒストリカルホースレーシングマシンの設置が進んでおります。カジノマネジメントシステムでは、カジノ施設への「SYNKROS®（シンクロス）」の導入が引き続き進んでおります。昨年オープンした大型IR施設リゾート・ワールド・ラスベガスに納入された「Money Klip™（マネー クリップ）」は、ラスベガスで初めてのキャッシュレスシステムの導入事例として大きな注目を集めました。

以上の結果、当事業の連結売上高は256億3千万円（前連結会計年度比54.0%増）となり、事業利益は34億9千5百万円（前連結会計年度は20億7千7百万円の損失）となりました。

(スポーツ事業)

スポーツ市場におきましては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛やテレワークの推進に伴い、健康であることの大切さを多くの方が再認識され、スポーツや運動に対するニーズが高まりつつあります。

このような状況のもと、スポーツクラブ運営におきましては、健康習慣の新提案として、人々のカラダがもつ本来の機能を高め、健康を維持・増進することを目的とした「カラダ活活(いきいき)プロジェクト」において、「温活フィットネス」及び「腸活フィットネス」の提供を開始いたしました。また、自宅などどこからでも参加できる「コナミスポーツ オンラインフィットネス」のサービス拡充を推進したほか、新業態の施設として、天井にミラーを設置した女性限定の少人数ピラティススタジオ「Pilates Mirror(ピラティスマirror) 二子玉川」(東京都世田谷区)をオープンいたしました。

資産を持たない形でネットワークを拡大するビジネス形態である受託事業におきましては、これまで培った運営・指導のノウハウや実績を活かして事業を推進しており、新たに大阪府豊中市、東京都中央区及び佐賀県吉野ヶ里町のスポーツ施設の業務受託運営を開始いたしました。

また、経済産業省が実施する「未来の教室」実証事業の一環として、「学校施設を中心とした地域×スポーツクラブ産業の融合による社会システムの検証」をテーマに、大阪府立箕面東高等学校及び学校法人立教学院と連携し、立教新座中学校、立教池袋中学校にて部活動指導のサポートを開始いたしました。

スポーツ・健康関連商品におきましては、1986年の発売以来35年もの間、多くのスポーツ選手に支持されてきたアスリート向けエアロバイクの最新モデル「POWER MAX V3 CONNECT」を発売したほか、クエン酸3,000mgを配合したエナジードリンク「RENER(レナー)」や新たにシールド乳酸菌[®]100億個が含まれたプロテイン「アスボディ」を発売するなど、多くの皆様の健康づくりに貢献できる商品を展開しております。

なお、当事業では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けておりますが、不採算店舗の撤退等によるコスト構造の変革に継続して取り組んでおり、当連結会計年度には17店舗の営業を終了いたしました。

以上の結果、当事業の連結売上高は419億5千7百万円(前連結会計年度比15.2%増)となり、事業利益は7億6千7百万円(前連結会計年度は58億7千3百万円の損失)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達等の状況

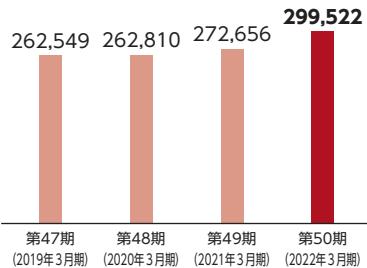
当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額262億5千1百万円となりました。その主なものは、ゲームコンテンツ制作費に係る支出及び制作・製造関連機材の購入等によるものであります。

資金調達につきましては、当連結会計年度における必要資金は、自己資金でまかなっております。引き続き機動的な事業運営に対応できるよう、十分な手元流動性と資金調達枠の確保に努めてまいります。

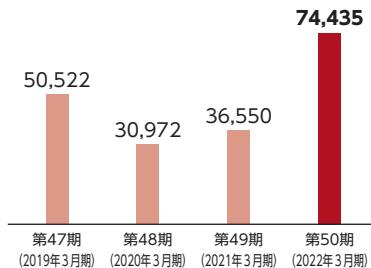
(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (国際会計基準)

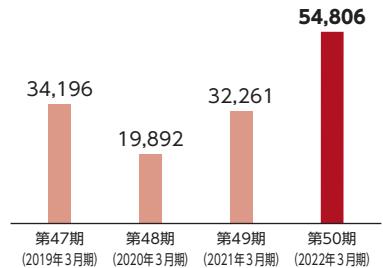
売上高及び営業収入 (単位: 百万円)



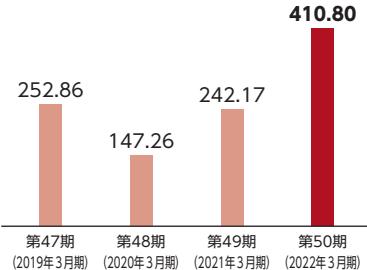
営業利益 (単位: 百万円)



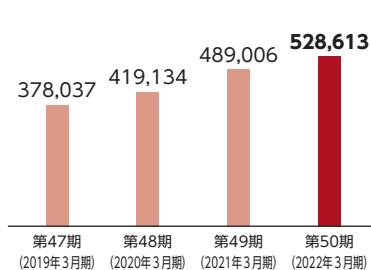
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位: 百万円)



基本的1株当たり当期利益 (単位: 円)



資産合計 (単位: 百万円)



親会社の所有者に帰属する持分合計 (単位: 百万円)



	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高及び営業収入 (百万円)	262,549	262,810	272,656	299,522
営業利益 (百万円)	50,522	30,972	36,550	74,435
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	34,196	19,892	32,261	54,806
基本的1株当たり当期利益 (円)	252.86	147.26	242.17	410.80
資産合計 (百万円)	378,037	419,134	489,006	528,613
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	275,627	268,141	298,727	348,061

② 当社の財産及び損益の状況の推移（日本基準）

	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (当期) (2022年3月期)
営業収益 (百万円)	24,870	38,747	52,495	19,686
経常利益 (百万円)	21,989	35,983	50,153	16,649
当期純利益 (百万円)	21,860	35,286	13,909	16,421
1株当たり当期純利益 (円)	161.65	261.23	104.41	123.09
総資産 (百万円)	243,568	278,767	329,278	336,617
純資産 (百万円)	223,972	238,758	248,728	255,098

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

(事業環境の急速な変化への対応)

当社グループが事業展開しております「デジタルエンタテインメント事業」、「アミューズメント事業」、「ゲーミング&システム事業」、「スポーツ事業」を取り巻く環境においては、テクノロジーの進歩や社会情勢の変化に対応していくことが求められます。

テクノロジーの進歩は、人々の生活に様々な変革をもたらしてきました。メタバース、NFT、AI、VR／AR、5G／6G、クラウドなどのデジタル分野における新たな技術もこれからの事業を取り巻く環境に大きな影響をあたえてまいります。これらのテクノロジーは、私たちの持つコンテンツや開発力といった無形資産の価値をさらに高め、新たなユーザー体験の創出にチャレンジすることを可能にし、多くの成長機会をもたらしてくれます。

また、ウクライナ情勢の緊迫化、感染症の拡大や高齢化社会の到来などの社会情勢の急速な変化に対応していくため、スピード感をもって自らが変革し続け、ニューノーマルな環境に対応することが必要です。

当社グループにおいては、これらの変化に対応し、常に時代の波頭を捉えた革新的な製品、サービスを世界中に提供することで、持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

(収益性の向上と成長分野への経営資源投入)

デジタルエンタテインメント事業においては、ネットワークを介したエンタテインメントの急速な普及により、ゲームに親しんでいただける機会が増加し、そのニーズも一層多様化するものと考えております。これらの「多様性」が求められる中、ゲームコンテンツを通じてそれぞれのデバイスの特性に合わせた遊び方を提案するとともに、最新技術を用いたコンテンツ展開やゲームを競技として捉えるeスポーツを通じて新たなユーザー体験の創出に取り組んでまいります。

アミューズメント事業においては、事業を取り巻く各種規制への対応と、遊び方やユーザー嗜好の変化に応じて、長年培ってきたエンタテインメントのノウハウを活かした製品を提供し、市場シェアの拡大に努めてまいります。また、製造の効率化と品質の継続的な向上を追求すると同時に、ビジネスモデルの変革や新規ビジネスへの参入にも取り組んでまいります。

ゲーミング&システム事業においては、カジノが合法化されている国と地域は年々増加傾向にあり、iGaming市場も成長を続ける中で、メーカー間の競争も激しさを増す市場環境にあります。今後、世界的な技術革新の進展に伴い、新技術を先取りした製品への応用や、新しいビジネスモデルの創出等、市場におけるプレゼンスを高め、継続的な成長の実現に向けた取組みを推進してまいります。

スポーツ事業においては、ニューノーマルな環境に対応した安全・安心なサービスが求められています。また、運動を通じて健康を維持することの社会的な意義は大きく、当事業の果たす役割と責任は重みを増していると考えます。皆様の日常において、スポーツに取り組むことができる機会を増やしつつ、各地域社会における学校スポーツ支援や自治体向け健康増進支援等にも取り組んでまいります。

「エンタテインメント」と「スポーツ」の2つの分野で商品・サービスを提供する当社グループにとってビジネスを展開するマーケットが大きな広がりを見せており、成長する機会がますます増えております。また、長期的に成長し社会と共に発展していくためには、これまで以上にSDGsやESGの視点に立った経営を意識することが必要であります。こうした中で当社グループは、事業の成長と持続可能な社会の実現の両立に向け、最適な経営資源の投入を図り、社会から常に期待され、必要とされる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当企業集団の主要な事業内容は次のとおりであります。

- ① デジタルエンタテインメント事業 モバイルゲーム、カードゲーム、家庭用ゲーム等のデジタルコンテンツ及びそれに関わる製品の制作、製造及び販売
- ② アミューズメント事業 アミューズメントマシンの制作、製造及び販売
- ③ゲーミング&システム事業 ゲーミング機器及びカジノマネジメントシステムの制作、製造、販売及びサービス
- ④ スポーツ事業 フィットネス、スイミング・体操・ダンス・サッカー・テニス・ゴルフなどのスクール運営及びスポーツ関連商品の制作、販売

(6) 企業集団の主要拠点等（2022年3月31日現在）

持株会社：

当社（東京都中央区）

国内事業会社：

株式会社コナミデジタルエンタテインメント（東京都中央区）

株式会社コナミアミューズメント（愛知県一宮市）

コナミスポーツ株式会社（東京都品川区）

海外事業会社：

Konami Digital Entertainment, Inc.（アメリカ）

Konami Cross Media NY, Inc.（アメリカ）

Konami Gaming, Inc.（アメリカ）

Konami Australia Pty Ltd（オーストラリア）

Konami Digital Entertainment B.V.（イギリス）

Konami Digital Entertainment Limited（香港）

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
デジタルエンタテインメント事業	2,157名	90名増
アミューズメント事業	879名	30名減
ゲーミング & システム事業	550名	13名減
スポーツ事業	1,001名	93名減
全社(共通)	307名	42名減
合計	4,894名	88名減

(注) 1. 従業員は、連結ベースの就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
115名	-

(注) 従業員は、当社の就業人員であります。

(8) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

名 称	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	200百万円	100.0	モバイルゲーム、カードゲーム、家庭用ゲーム等の企画、制作、製造及び販売
株式会社コナミアミューズメント	100百万円	100.0	アミューズメントマシンの制作、製造及び販売
コナミスポーツ株式会社	100百万円	100.0	フィットネス、スイミング・体操・ダンス・サッカー・テニス・ゴルフなどのスクール運営、及びスポーツ関連商品の開発・製造・販売
Konami Corporation of America	35,500千米ドル	100.0	米州における持株会社
Konami Digital Entertainment, Inc.	21,500千米ドル	(100.0) 100.0	米州におけるデジタルエンタテインメント事業及びアミューズメント事業
Konami Cross Media NY, Inc.	10米ドル	(100.0) 100.0	米州等におけるエンタテインメントコンテンツの企画、制作、配給及びライセンス管理
Konami Gaming, Inc.	25,000千米ドル	(100.0) 100.0	米州等におけるゲーミング機器の制作、製造、販売及びサービス
Konami Digital Entertainment B.V.	9,019千ユーロ	100.0	欧州におけるデジタルエンタテインメント事業及びアミューズメント事業
Konami Digital Entertainment Limited	19,500千香港ドル	100.0	アジアにおけるデジタルエンタテインメント事業
Konami Australia Pty Ltd	30,000千豪ドル	100.0	豪州等におけるゲーミング機器の制作、製造、販売及びサービス

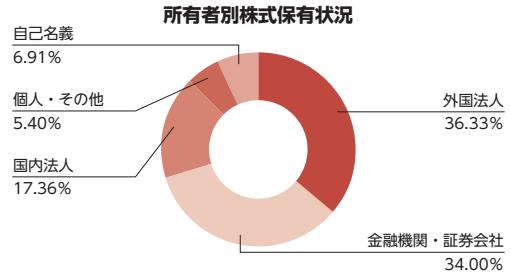
(注) 1. 出資比率欄上段の () 内表示は、間接所有比率で下段の内数となっております。

2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は25社、持分法適用会社は1社であります。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 143,500,000株
- ③ 株主数 23,993名
- ④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,583	22.15
一般財団法人上月財団	17,100	12.80
KOZUKI HOLDING B. V.	15,700	11.75
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,645	8.72
コウヅキキャピタル株式会社	7,048	5.28
J P MORGAN CHASE BANK 380815	6,530	4.89
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	3,541	2.65
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2,516	1.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,159	1.62
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,534	1.15

（注）持株比率は、自己株式（9,919千株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

2015年12月3日開催の取締役会決議に基づき発行された「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

発行日	2015年12月22日
発行日における新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式（単元株式数 100株）
新株予約権の目的である株式の数	行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに払込みは要しない。
転換価額	4,316.7円。ただし、一定の条件のもと調整される。（注）
新株予約権の行使期間	2016年1月5日から2022年12月8日まで（行使請求受付場所現地時間）
当期末日における新株予約権の数	841個

(注) 2022年5月19日開催の取締役会において、当連結会計年度の年間配当が1株につき123.50円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を4,248.5円に調整いたしました。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代 表 取 締 役 会 長	上 月 景 正	一般財団法人上月財団理事長
代 表 取 締 役 社 長	東 尾 公 彦	株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役会長 Konami Corporation of America取締役会長 Konami Gaming, Inc. 取締役会長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
取 締 役	早 川 英 樹	株式会社コナミデジタルエンタテインメント代表取締役社長
取 締 役	沖 田 勝 典	株式会社コナミアミューズメント代表取締役社長
取 締 役	松 浦 芳 弘	秘書室長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	弦 間 明	株式会社資生堂特別顧問 株式会社テレビ朝日ホールディングス社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 香	筑波大学体育系教授 東京都教育委員会委員 日本BS放送株式会社社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	久 保 公 人	学校法人尚美学園理事長 兼 尚美学園大学学長

- (注) 1. 取締役のうち弦間明、山口香及び久保公人の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役弦間明、山口香、久保公人の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社と各社外取締役の各重要な兼職先との間に特別の関係はありません。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社グループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負う損害賠償金または当該責任の追及を受けることによって生ずる争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは免責事由とすることにより、役員等の職務の執行に適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社グループの役員及び執行役員等の主要な業務執行者です。

当該保険契約の保険料は、当社が全額を負担しております。

契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年6月24日開催の第49回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社に移行しました。

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬につきましては、取締役会は報酬委員会に委任し、報酬委員会において、世間水準との比較・報酬体系等の検討を行った上で決定しております。報酬委員会は、独立社外取締役 弦間明、独立社外取締役 山口香、独立社外取締役 久保公人、代表取締役 東尾公彦及び取締役 松浦芳弘により構成されております。

監査等委員である取締役の報酬は、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、限度額の範囲内で監査等委員の協議により個別の報酬額を決定しております。

役員報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会にて決議されております。決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬総額の上限を8億7,500万円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を9,850万円とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名であり、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）であります。

監査等委員会設置会社移行前におきましては、取締役及び監査役の報酬限度額は、1999年6月25日開催の第27回定時株主総会にて決議されております。決議の内容は取締役の年間報酬総額の上限を8億7,500万円、監査役の年間報酬総額の上限を9,850万円とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名（うち、社外取締役は3名）であり、監査役の員数は、4名（うち、社外監査

役は4名)であります。

当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の構成員が取締役全員の職務執行を把握しているため、取締役会から委任を受けた報酬委員会(独立社外取締役 弦間明、独立社外取締役 山口香、独立社外取締役 久保公人、代表取締役 東尾公彦及び取締役 松浦芳弘により構成されています。)が決定しています。当事業年度にかかる報酬額の決定過程における報酬委員会の審議は、2021年に計2回開催し、各回に委員の全員が出席、出席率は100%でした。

また、監査等委員会設置会社移行前の当事業年度に係る取締役(社外取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の構成員が取締役全員の職務執行を把握しているため、取締役会から委任を受けた報酬委員会(代表取締役 上月景正、代表取締役 東尾公彦及び取締役 松浦芳弘により構成されています。)が決定しています。監査等委員会設置会社移行前の当事業年度にかかる報酬額の決定過程における報酬委員会の審議は、2020年に計3回開催し、各回に委員の全員が出席、出席率は100%でした。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等の金額は、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、限度額の範囲内で個別の報酬等の金額を決定しております。

個別の報酬等の金額は、業績動向等を勘案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。

なお、当社の取締役が当事業年度に受ける報酬等は固定報酬のみであります。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬を導入しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社は非金銭報酬を導入しておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役が当事業年度に受ける報酬等は固定報酬のみであります。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬等の額を十二等分し、在任中毎月の支払いとするものであります。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定については、取締役会は報酬委員会に委任しております。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

特段ございません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	380 (9)	380 (9)	—	—	8 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	29 (29)	29 (29)	—	—	3 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	18 (14)	18 (14)	—	—	5 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役5名 (うち4名は社外監査役) を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

役員退職慰労金は、取締役においては2000年6月23日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって、監査役においては2003年6月19日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって、それぞれ廃止しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	弦 間 明	当事業年度開催の取締役会9回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と実績に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山 口 香	当事業年度開催の取締役会9回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席し、教育及びスポーツ分野における豊富な実績と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	久 保 公 人	当事業年度開催の取締役会9回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席し、教育・文化及びスポーツ分野における豊富な経験と知見に基づき、客観的・中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 94百万円
 ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 150百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続き・体制等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

なお、当社は2021年6月24日開催の第49回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社に移行しました。

① 当社及びその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社では、高い倫理性に基づいた企業活動の実現のため「コナミグループ企業行動規範」を制定し、その具体的な指針として「コナミグループ役職員活動指針」を定め、「コナミグループコンプライアンス規程」を整備することで、法令順守の重要性を掲げるとともに、それらの内容を当社グループ役職員に周知します。

(ii) 当社グループ役職員の法令順守の実効性を高めるための組織として、当社にコンプライアンス委員会を設置します。

(iii) 違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図ります。

(iv) 当社グループ役職員に対して、反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては警察等とも連携のうえ、毅然とした態度で臨むことを徹底します。

② 当社グループにおける職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 当社取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に関する規則・規程類を整備し、重要文書の特定や保管形態を明確化して、適切に保存・管理します。

(ii) 当社子会社の職務執行に係る情報については、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社から重要な経営情報その他必要な情報を当社に報告することを定めます。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社グループ全体に係るリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的に「コナミグループリスクマネジメント規程」等を整備します。
 - (ii) 当社及び主要な子会社に、リスクを一元的に把握し適切に対処するための組織としてリスクマネジメント委員会等を設置します。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、当社においては職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (i) 持株会社である当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じて、グループ全体の業務運営を管理します。
 - (ii) 内部統制システムの整備、リスク管理、コンプライアンス等においてはグループ全体で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。
 - (iii) 当社監査等委員会は、各子会社の監査役と適宜必要な連携を行い、グループ監査体制を構築します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会が補助使用人を置くことを要請した場合は、総務本部構成員等、補助業務に十分な専門性を有する者を配置します。
- ⑦ 補助使用人の当社取締役からの独立性及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査等委員会は、配置すべき補助使用人の選任、考課等に関して意見を述べるができるものとします。
 - (ii) 配置された補助使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの指揮は受けないものとします。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
当社グループ役員が当社監査等委員会に報告すべき事項を定める基準を制定します。
- ⑨ 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査等委員会の職務執行に関して毎年、一定額の予算を設けます。
 - (ii) 監査等委員がその職務執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見やアドバイスを依頼することができるものとします。

(2) 当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- (i) 当社グループの企業理念のほか、「コナミグループ企業行動規範」、「コナミグループ役職員活動指針」等、役職員のための重要な規範や指針を社内ネットワーク上に掲載し、当社グループ全ての役職員が常時、閲覧できる状態としております。
- (ii) 当社グループ役職員の法令順守を徹底し、実効性を高めることを目的にコンプライアンス委員会を定期的開催するとともに、「コナミグループコンプライアンス規程」を定め、eラーニングによるコンプライアンス研修を実施しております。
- (iii) 経営陣から独立した社外通報窓口を含む内部通報制度を整備し、定期的に役職員に周知しております。当事業年度におきまして、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

② リスク管理に関する取組み

- (i) 当社に設置したリスクマネジメント委員会において当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、主要なグループ会社及び事業所にリスクマネジメント委員会を設置して、あらゆるリスク案件に対して迅速な対応を図る体制を整備しております。
- (ii) 大規模な事故や災害等が発生したときは、当社代表取締役社長の決定により緊急事態対策本部を設置することができるものとしており、前事業年度に続き新型コロナウイルス感染症への対応として「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を行っております。

③ 当社グループの内部統制に関する取組み

- (i) 当社グループにおける重要な意思決定は、職務権限に関する規程に従い、原則として電子的な決裁手続きにより行われており、迅速かつ効率的な統制を行っております。
- (ii) 当社は持株会社として、グループ各社の役員体制や重要事項等、株主総会で決議すべき事項の決定において、適切な議決権の行使を行うことで、グループ全体の調和の取れた業務運営を行っております。
- (iii) 当社の内部統制室は、グループ全体の主要な業務プロセスにおける内部統制の有効性の評価を実施するとともに、会計監査人及び監査等委員会と定期的に意見交換を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当と企業価値の向上が株主の皆様への重要な利益還元と考えております。配当につきましては、連結配当性向30%以上を目処として、さらなる配当水準の向上に努めてまいります。また、内部留保につきましては、今後も会社の継続的な成長力と競争力の強化を図るために、将来性の高い分野に対する投資に活用していく考えであります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき87円とすることといたしました。年間配当金では、中間配当金（1株当たり36.50円）と合わせ、1株当たり123.50円となります。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	299,626	流 動 負 債	82,587
現金及び現金同等物	250,711	社債及び借入金	8,377
営業債権及びその他の債権	29,054	その他の金融負債	9,106
棚卸資産	8,957	営業債務及びその他の債務	33,486
未収法人所得税	1,443	未払法人所得税	12,418
その他の流動資産	9,461	その他の流動負債	19,200
非 流 動 資 産	228,987	非 流 動 負 債	97,950
有形固定資産	138,869	社債及び借入金	59,775
のれん及び無形資産	45,392	その他の金融負債	25,263
持分法で会計処理されている投資	3,159	引当金	10,450
その他の投資	1,231	繰延税金負債	770
その他の金融資産	15,302	その他の非流動負債	1,692
繰延税金資産	23,671	負 債 合 計	180,537
その他の非流動資産	1,363	(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	348,061
		資 本 金	47,399
		資 本 剰 余 金	75,027
		自 己 株 式	△26,868
		その他の資本の構成要素	6,701
		利 益 剰 余 金	245,802
		非 支 配 持 分	15
		資 本 合 計	348,076
資 産 合 計	528,613	負 債 及 び 資 本 合 計	528,613

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高及び営業収入	299,522
売上原価	△164,683
売上総利益	134,839
販売費及び一般管理費	△54,524
その他の収益及びその他の費用	△5,880
営業利益	74,435
金融収益	1,472
金融費用	△831
持分法による投資利益	87
税引前利益	75,163
法人所得税	△20,351
当期利益	54,812
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	54,806
非支配持分	6

連結持分変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資 余 本 金	自己株式	その他の資本 の構成要素	利益剰余金	合 計		
2021年4月1日残高	47,399	74,399	△27,843	2,173	202,599	298,727	815	299,542
当期利益					54,806	54,806	6	54,812
その他の包括利益				4,528		4,528		4,528
当期包括利益合計	-	-	-	4,528	54,806	59,334	6	59,340
自己株式の取得			△8			△8		△8
自己株式の処分		1	0			1		1
配当金					△11,603	△11,603		△11,603
転換社債型新株予約権 付社債の転換		601	983			1,584		1,584
支配継続子会社に対する 持分変		26				26	△806	△780
所有者との取引額合計	-	628	975	-	△11,603	△10,000	△806	△10,806
2022年3月31日残高	47,399	75,027	△26,868	6,701	245,802	348,061	15	348,076

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(336,617)	(負債の部)	(81,518)
流動資産	169,798	流動負債	20,469
現金及び預金	154,398	1年内償還予定新株予約権付社債	8,414
営業未収入金	992	未払金	2,815
前払費用	93	未払費用	192
短期貸付金	11,671	未払法人税等	8,787
その他	2,642	預り金	24
固定資産	166,818	賞与引当金	116
有形固定資産	22	その他の	119
工具器具備品	22	固定負債	61,049
無形固定資産	25	社債	60,000
ソフトウェア	24	その他	1,049
商標権	0	(純資産の部)	(255,098)
その他	1	株主資本	255,010
投資その他の資産	166,770	資本金	47,398
投資有価証券	661	資本剰余金	40,727
関係会社株式	96,811	資本準備金	36,893
長期貸付金	69,119	その他資本剰余金	3,834
長期前払費用	2	利益剰余金	193,351
繰延税金資産	113	利益準備金	283
その他	61	その他利益剰余金	193,067
		別途積立金	80,000
		繰越利益剰余金	113,067
		自己株式	△26,468
		評価・換算差額等	87
		その他有価証券評価差額金	87
合 計	336,617	合 計	336,617

損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料 収 入	4,018	
受 取 配 当 金 収 入	15,668	19,686
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,619
営 業 利 益		16,066
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	769	
為 替 差 益	357	
そ の 他	10	1,137
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	216	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	275	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	18	
そ の 他	44	554
経 常 利 益		16,649
税 引 前 当 期 純 利 益		16,649
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	160	
法 人 税 等 調 整 額	68	228
当 期 純 利 益		16,421

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年4月1日 首残高	47,398	36,893	3,225	40,118	283	80,000	108,249	188,533	△27,442	248,607
当期変動額										
剰余金の配当							△11,602	△11,602		△11,602
当期純利益							16,421	16,421		16,421
自己株式の取得									△8	△8
自己株式の処分			0	0					0	0
転換社債型新株予約権付社債の転換			608	608					982	1,591
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	609	609	-	-	4,818	4,818	974	6,402
2022年3月31日 期末残高	47,398	36,893	3,834	40,727	283	80,000	113,067	193,351	△26,468	255,010

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 首残高	120	120	248,728
当期変動額			
剰余金の配当			△11,602
当期純利益			16,421
自己株式の取得			△8
自己株式の処分			0
転換社債型新株予約権付社債の転換			1,591
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△32	△32	△32
当期変動額合計	△32	△32	6,369
2022年3月31日 期末残高	87	87	255,098

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

コナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 所 健
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コナミホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、コナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

コナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 濱	滋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 所	健
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 壮	一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コナミホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

コナミホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 弦 間 明 ㊟

監査等委員 山 口 香 ㊟

監査等委員 久 保 公 人 ㊟

(注) 監査等委員弦間明、監査等委員山口香及び監査等委員久保公人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

